

閲覧図書

業務名：令和8年度一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務

応募期限：令和8年2月19日

図書内訳

- 一般乗用旅客（タクシー）供給業務応募要領
- 契約書（案）
- 応募申込書

近畿中国森林管理局 経理課

一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務応募要領

1 総 則

一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務（以下「業務」という。）の請負者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

業務の内容は、別添「一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、「近畿」を競争参加地域としている者であること。
- (4) 大阪市内において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の免許を受けていること（当該免許を有する者で組織する協同組合を含む。）
- (5) 応募期限日（令和 8 年 2 月 19 日）現在、道路運送法第 9 条第 1 項の認可を受けていること。
- (6) 応募期限日（令和 8 年 2 月 19 日）現在、道路運送法第 11 条第 1 項の認可を受けていること。
- (7) 法人又は組合の 24 時間配車可能な車両を 50 台以上有していること。
- (8) 安全及びサービスの向上に努めていること。
- (9) 常時（特に深夜）、桜ノ宮合同庁舎前に、迅速な配車が可能な体制であること。
- (10) 24 時間配車可能な車両に ETC 機が搭載され、ETC 割引を適用できること。
- (11) 契約締結後に使用を予定する乗車券（タクシーチケット）の見本を提出できること。
- (12) 事務手数料無料であり、支払条件は毎月末日締め、翌月銀行口座振込であることに異議がないこと。
- (13) タクシー料金請求時に、明細書（利用日、タクシーチケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの）を添付できること。
- (14) 別添一般乗用旅客自動車供給契約書案の内容を理解した者であること。
- (15) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (16) 近畿中国森林管理局より料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日含む 3 営業日以内に納入可能のこと。
- (17) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (18) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

4 応募申込書等の提出期限等

(1) 提出書類

提出書類については次の書類を提出してください。

- ア 応募申込書（別紙様式1）
- イ 3の（3）から（6）で示す資格審査結果通知書、許認可書の写し等
- ウ 提出者の概要（会社概要等）

(2) 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時

(3) 提出場所

〒530-0042

大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎

近畿中国森林管理局 経理課 企画係 電話06-6881-3500

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
- イ 郵送等により提出する場合は、「4（2）提出期限」内に、「4（3）提出場所」に到着したものまでを受け付ける。
- ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。
- エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
- カ 応募資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

5 その他

応募要領に基づいて作成した応募申込書を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と令和8年4月1日に契約を締結するものとする。ただし、4月1日までに令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合の契約締結日は4月2日以降、予算が成立した日とする。

なお、有効な応募が複数ある場合には、くじ引きにより契約者を決定する。

また、契約書における支払遅延利息は、契約日において適用される財務省告示「政府契約の支払遅延利息の率を定める件」に規定する利率とする。

一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務仕様書

1 目的

近畿中国森林管理局職員が、必要に応じ深夜等にタクシーを利用する際に、支障なく、安定的にタクシーの供給を受けられることを目的とする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 基本要件

- (1) 大阪市の区域内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の免許を受けている者（当該免許を有する者で組織する協同組合を含む。）であること。
- (2) 乗車料金は、道路運送法第9条第1項の認可を受けた料金であること。
- (3) 運送約款を定め、道路運送法第11条第1項の認可を受けていること。
- (4) ETC車載機を搭載した車両を提供することにより、有料道路通行料金の割引が適用されること。
- (5) 事務手数料が無料であること。
- (6) 桜ノ宮合同庁舎前に、迅速に配車できる体制が整備されていること。
- (7) 深夜における供給体制が十分確保できることとし、迎車に要する時間は15分以内であること。
- (8) タクシー供給は、24時間体制であること（オペレーター対応可）。
- (9) 受注者において、運転手に対する安全運転及び接客マナーに関する講習又は研修等が行われており、安全及びサービス向上に努めていること。

4 業務内容

- (1) 発注者との間で定めた車両乗車券を所有する者を車両に乗車させ、目的地までの運送を行い、その対価を各月経過後請求する。
- (2) 契約金額は、次のとおりとする。
 - ア 乗車料金は、国土交通省の認可料金とする。
 - イ 有料道路料金は、有料道路利用時の通行料金実費（ETC割引を受けられる場合には必ず適用すること）とする。

5 その他

- (1) 令和8年度における利用料金の総額は約10万円（見込み）である。
- (2) 受注者は、本業務仕様書に記載されていない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

一般乗用旅客自動車（タクシー）供給契約書（案）

1. 件 名 令和8年度一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務

2. 契約期間 令和8年 4月 1日から

令和9年 3月31日まで

3. 契約金額 別紙料金表のとおり

4. 契約保証金 免除

5. 特約条項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおりとする。

上記の一般乗用旅客自動車（タクシー）利用について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な一般乗用旅客自動車供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者（甲）（住所） 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

（氏名） 支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

受注者（乙）（住所）

（氏名）

条 項

(総 則)

第1条 乙は、甲の求めにより指定した時間、場所に一般乗用旅客自動車（以下「タクシー」という。）を供給する。乙は、甲に対し供給するタクシーは、完全な機能を有するものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次の各号に掲げる料金とし、第2項から第3項までに定める要件を満たしたものとする。

（1）乗車走行料金

（2）有料道路通行料金

2 前項第1号に定める料金については、別紙に定める料金表により使用した乗車券に記載した料金とする。

3 第1項第2号に定める料金については、乙が利用者の請求又は了解を得て有料道路を使用した場合に甲が負担するものとする。

(利用方法)

第3条 乙が指定する乗車券（以下「チケット」という。）により利用するものとする。

2 甲は、タクシーの提供を乙に要求する場合の方法については、次の各号の方法とする

（1）電話による要求方法

（2）街頭による要求方法

3 甲は、タクシーを利用し下車するときは、チケットに乗車走行料金及び有料道路通行料金の合計金額を正確に記入し、乙の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用するものとする。

(秘密の保全)

第4条 乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(事故等の賠償)

第6条 乙は、タクシー走行中に事故その他の理由により利用者に危害又は損傷を与えたときは、すみやかに臨機の措置を取るとともに、その危害又は損傷に対して損害賠償の義務を負うものとする。

2 甲がチケットを紛失、盗難、その他の事故により他人に使用された場合、甲は、乙に対して、その支払いの責に任ずるものとする。

(タクシーの損害)

第7条 甲は、タクシーの走行中の事故又はその他の理由によりタクシーが損害を受けても、その損害の賠償の責に応じない。

ただし、甲の責に帰すべき理由のあるときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 タクシーの走行中の事故又はその他の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、すべて乙の負担において賠償するものとする。

(契約の変更)

第9条 乙は、関係官公庁の認可料金の改定により契約に変更を生じるときは、あらかじめ甲に協議のうえ契約の変更を行うものとする。

(検査)

第10条 乙は、第2条第1項各号に定める料金の合計額を毎月分ごとに利用した第3条に定めるチケットの利用枚数を月の末日で締切り、チケットに記載の金額を集計、添付して、甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格箇所があったときは、速やかに修補のうえ検査を受けるものとする。
- 3 検査職員は、乙から前項の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(利用料金の請求及び支払)

第11条 乙は、毎月1回所定の手続にしたがって前月分の利用料金の支払を甲に請求するものとする。

- 2 乙は、前項の支払請求書を提出するときは、集計済チケットを添付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の支払請求書を受理したときは、その日から30日以内（以下「約定期間」という。）に乙に利用料金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定による利用料金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。
- 5 甲は、約定期間内に利用料金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、利用料金に対して年利「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(検査の遅延)

第12条 甲は、自己の責に帰する事由により第10条に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をしたまでの日数（以下「検査遅延日

数」という。)を約定期間の日数から差し引くものとする。

2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第11条第5項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 契約の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下、「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

(発注者の催告による解除権)

第16条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解

除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第10条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第15条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第19条 甲は、第16条又は第17条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 乙は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 1 第13条の規定により仕様書が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 2 第14条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(延滞金)

第24条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年3%の割合で計算した金額を延滞金として併せて納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第25条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第28条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 1 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約外の事項)

第29条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

(紛争の解決)

第30条 この契約について、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるとき、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものと除き、調停人の選任に係るものと折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

以上

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(別紙様式1)

応募申込書

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

一般乗用旅客自動車(タクシー)供給業務について、応募要領3の各条件を満たしており、仕様書に基づいた業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

記

1 応募要領3の(3)で示す資格審査結果通知書等の写し	1部
2 応募要領3の(4)から3の(6)を証する書類(許認可書の写し等)	各1部
3 提出者の概要(会社案内・約款等)	1部

(担当者)

所属部署:

氏 名:

電 話:

F A X: